

公益財団法人 未来教育研究所

定 款

公益財団法人 未来教育研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 未来教育研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国の教育と社会の現状と変化を見据えつつ、国の未来を切り開く原動力である教育の在り方について研究し、提言することによって、社会の教育的ニーズに応え、我が国の教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 研究調査と助成の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他、この法人の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議委員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号。以下「一般法人規則」という。)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号。以下「認定規則」という。)第48条の規定に基づき、毎

事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第 10 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 11 条 この法人に評議員 4 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員に対して、各年度の総額が120,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会長、副会長及び役員

(会長、副会長及び役員を設置)

第21条 この法人に会長及び副会長を置くことができる。会長は、代表権を有さず、理事長の相談に応じるものとし、副会長は会長を補佐する。

- 2 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 3 理事のうち1名を理事長とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、3名以内を常務理事とすることができる。
- 5 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(会長、副会長及び役員を選任)

第22条 会長及び副会長は、理事会の決議によって選定する。

- 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会長、副会長及び役員の任期)

第25条 会長及び副会長の任期は、選任後2年以内とし、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

- 2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(会長、副会長及び役員解任)

第26条 会長又は副会長が、心身の故障により、職務に堪えないときは、理事会の決議によって解任することができる。

- 2 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(会長、副会長及び役員報酬等)

第27条 会長及び副会長に対する報酬等は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員及び名誉顧問等

(名誉顧問)

第33条 この法人に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、3名以内とする。

3 名誉顧問は、この法人の目的及び事業の基本的なことについて、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

4 名誉顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

5 名誉顧問は、無報酬とする。

(顧問)

第34条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、5名以内とする。

3 顧問は、この法人の業務に関する基本的な事項について、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

4 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

5 顧問は、無報酬とする。

(相談役)

第35条 この法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は、7名以内とする。

3 相談役は、この法人の業務に関する事項について、理事会に意見を述べ、又は助言することができる。

4 相談役は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

5 相談役は、無報酬とする。

(会員)

第36条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員は次の3種とする。

(1) 正会員 …… 本研究所の目的に賛同し、支援する法人又は個人

(2) 賛助会員 …… 本研究所の事業(イベント)を賛助する法人又は個人

- (3) 一般会員・・・ 本研究所の事業（イベント）に参加する個人
- 3 会員は、この法人の目的に賛同し、その発展のために支援するものとする。
 - 4 会員は、毎年会費を納めなければならない。
 - 5 理事長は、正会員会を設置し、意見を求めることができる。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 研究員及び事務局

（研究員）

第37条 この法人に研究員を置くことができる。

- 2 研究員は、理事長が任免する。
- 3 研究員に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

（事務局）

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議に基づき、理事長が任免する。
- 4 その他の事務局職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

（解散）

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5

条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 附 則

(最初の事業計画等)

第 44 条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算等は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 45 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 24 年 9 月 9 日から施行する。

この定款は、平成 25 年 1 月 12 日から施行する。